

令和2年（1月～12月）における火災の概要【速報値】

| 区分 | 令和2年中 | 令和元年中 | 増減 |
|----------|--------|-------|--------|
| 火災件数 | 248 | 230 | +18 |
| 死者数 | 11(6) | 10(7) | +1(-1) |
| 住宅火災の死者数 | ※ 8(6) | 5(5) | +3(+1) |

表中の（）内は高齢者の人数で内数。住宅火災の死者に放火自殺者は含まない。

※ 死者の発生した住宅火災の件数は7件で、死者は8人。

火災の原因

| 区分 | 令和2年中 | 令和元年中 |
|----|----------------|----------------|
| 1位 | たばこ 37件 | 放火(疑含む) 35件 |
| 2位 | 放火(疑含む) 32件 | たばこ 32件 |
| 3位 | こんろ 31件 | こんろ 18件 |

死者が発生した住宅火災における住宅用火災警報器の有無

| 設置あり | 設置なし | 不明 |
|------|------|----|
| 1件 | 4件 | 2件 |

住宅防火 命を守るポイント！

3つの習慣

寝たばこはしない。



ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用し、就寝時は必ず電源を切る。



こんろから離れる時は、必ず火を消す。



4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を適正に設置し、定期的に点検・清掃・本体交換をする。



火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



寝具や衣類、カーテンからの火災拡大を防ぐために、防災品を使用する。



お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



北九州市消防局からのお知らせ

住宅用火災警報器 取り付け(取り替え)します



住宅用火災警報器を購入したけど…

どこに取り付けるかわからない
取り付け方がわからない
足腰が弱く、天井などへの取り付けが不安



そんな方に…



消すぞう君

消防職員が無料で**取り付け(取り替え)**に伺います。

※事前に住宅用火災警報器本体の準備(購入)をお願いします。

対象の方

高齢者や障害者のみの世帯(一人暮らしを含む)で、自身での
取り付けが難しく、家族・近隣の方などによる支援を得られる
見込みのない方

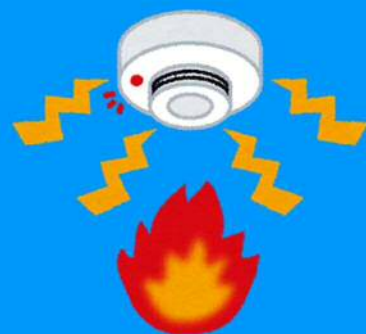
注意事項

- ・定期的な点検や掃除は、ご自身で行ってください。
- ・消防署では、住宅用火災警報器の販売は一切行っておりません。
悪質な訪問販売にご注意ください。

※詳しくは、お近くの消防署までお気軽にお尋ねください。

もう、あなたの家についていますか？

火災警報器



北九州市には、**高齢者**の方が火災警報器を設置する場合、活用できる制度があります。

要事前申請

事業名

日常生活用具給付等事業（高齢者）

対象者

前年所得税非課税世帯で、おおむね65歳以上の
寝たきり高齢者 及び ひとり暮らし高齢者

給付個数

1個 ※複数個必要な方でも2個目から補助はありません。

自己負担額

給付限度額を超える分

※給付限度額：7,700円

申請窓口

下記問合せ先

Point!

全部自己負担で
設置するよりお得

Point!

事前申請時に決めた
事業者が設置するので安心

お問合せ先

（お住まいの
区役所高齢者・障害者相談係）

門司区 : TEL)321-4800 / FAX)321-4802

小倉北区 : TEL)582-3430 / FAX)562-1382

小倉南区 : TEL)952-4800 / FAX)923-0520

若松区 : TEL)751-4800 / FAX)751-0044

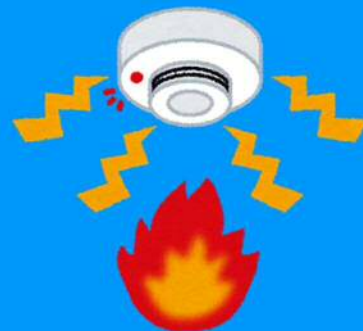
八幡東区 : TEL)671-4800 / FAX)662-2781

八幡西区 : TEL)645-4800 / FAX)642-2981

戸畑区 : TEL)881-4800 / FAX)881-5353

もう、あなたの家についていますか？

火災警報器



北九州市には、**障害がある**ことで火事に気付いたり逃げたりすることが難しい
重度の障害のある人が火災警報器を設置する場合、活用できる制度があります。

事業名

日常生活用具給付等事業（障害のある方）

要事前申請

対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級のみの方
- ② 療育手帳Aのみの方

給付個数

1個 ※複数個必要な方でも2個目から補助はありません。

自己負担額

給付限度額内の1割 + 給付限度額を超える分

※給付限度額：7,700円

申請窓口

下記問合せ先

Point!

全部自己負担で
設置するよりお得

Point!

事前申請時に決めた
事業者が設置するので安心

お問合せ先

(お住まいの
区役所高齢者・障害者相談係)

門司区 : TEL)321-4800 / FAX)321-4802

小倉北区 : TEL)582-3430 / FAX)562-1382

小倉南区 : TEL)952-4800 / FAX)923-0520

若松区 : TEL)751-4800 / FAX)751-0044

八幡東区 : TEL)671-4800 / FAX)662-2781

八幡西区 : TEL)645-4800 / FAX)642-2981

戸畑区 : TEL)881-4800 / FAX)881-5353